

令和3年度 12月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月6日(月)午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 20人 欠席者 4人

議席番号	委員氏名	出席	議席番号	委員氏名	出席
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	出席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	出席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	欠席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	欠席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	欠席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (8件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第4号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分(21件)

議案第5号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について
委員会決定分(2件)

議案第6号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について
意見書提出分(6件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局（田中）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より令和3年12月の農業委員会総会を開催します。

まず初めに農業委員活動日誌の提出について説明する。

では、総会の方に入らせていただきます。現在の出席委員は19名、欠席委員は4名、1名の委員さんについては、遅れるとの連絡が入っております。「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は5番の橋本昭憲委員さん、10番の馬郡委員さん、23番の田中節士委員さん、24番の島田委員さんより欠席の連絡、18番の森園委員さんより少し遅れるとの連絡がっております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

今年は新型コロナ、デルタ株、最近ではオリーブロン株と厳しい状況となっております。また、畜産物では鳥インフルエンザ、米価の下落、燃料の高騰と厳しい師走となっております。来年こそはと思っておりますが〇〇〇〇他はないかと思えます。あと、麦の播種につきましては、11月下旬好天気恵まれ順調に進んでおりましたが12月に入ってから雨が続き農作業が遅れる状態で1日も早い天気の回復を願っております。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第5号	農用地利用集積計画（中間管理権分）について
議案第6号	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
その他	

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	8件	面積	22,516㎡
------	----	----	---------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

事務局

空き屋に付随する特例措置の補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

現地確認は、当日参加出来ませんでしたので、後日確認いたしました。現在はまだ、荒れておらず耕作出来る状態でした。本人さんも是非、ここに住んで耕作したいとの事でしたので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長。

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

議案第1号2農地法3条は、議案第1号3農地法3条との農地交換申請ですので、合わせてご説明したいと思います。

議 長

続きまして、議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長、

担当地区委員より、議案第1号2と、議案第1号3の合わせた補足意見を申し上げます。

〇〇委員

11ページの5865番地と14ページの5867-2番地の作業がしやすいようにとの農地交換です。大富さんは牧草、坂井さんは福岡より毎週帰ってきて放棄地にならないように管理をすることです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より、議案第1号2と、議案第1号3の説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

この人達の田んぼの面積は本当に635㎡でピッタリ一緒なのですか。議案第1号2の合計面積については587㎡と記載がありますが。

事務局

〇〇さんが所有されてある、5867番地の農地は、1と2に分かれておりますが、元々は一筆だったのですが、今回の同面積の交換のために1と2に分筆されてあります。議案書で議案第1号2の経営面積が587㎡になっていますが635㎡に訂正をお願いします。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2と、議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内

容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先月25日に地区担当委員3名事務局2名で現地確認を行いました。申請人〇〇さん2名は親子関係でございます。今回の申請にあたっては、昨年10月の定例会におきまして農振除外の申請があり、農振除外に時間がかかり約1年後の今回、転用の申請になっております。申請理由は西側の町道が狭いため農機具、自動車の出入りがしにくいもので、東側の川沿いの道に今回入れられるように申請があったものです。なお、南側に〇〇さんの農地がありますが、そことも話し合いが出来て、申請後にブロックを積んできれいにすることで農地については影響はないと思われまます。また、始末書の添付は約3年位前に家を新築されたさい4メートルの仮設道路を作っておりますが無許可です。その後に8メートル広げられ今回の申請になっております。無許可使用の始末書です。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員は、私ですので説明をします。

11月24日に事務局と現地確認を行いました。50年位前に構造改革事業で造成された農地です。一枚の農地で2メートル位の段差があり、住宅地としては理想的な物件だと思います。ただ、埋蔵文化財の事前調査結果ここに遺跡がある事が見付き、許可申請終了後本格的な調査に入るそうです。あと一点、私の方からの要望ですが。21ページの申請地右下の角ですが直角になっておりますので、業者さんにもお願いしておりますが、許可の条件として隅切りをお願いします。65ページの航空写真を見ていただくと左下も右上もまだ畑で、綺麗な隅切りをしていただいておりますので、この際申請地にも交通の支障にならないように、きれいな隅切りを条件として付けて頂きたいと思っております。また、業者の方にはお宮の下に私有地があり、私有地の中を水路が通っており水路の使用にあたっては私有地の方と十分話し合っ問題がないようにとお願いいたしております。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	20件	所有権移転	1件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数 貸借権 2件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

11月10日に事務局2名、〇〇会長、〇〇委員、私の5名で現地確認を行いました。申請地は、事務局が説明されたように東側は中原公園、西側は倉庫、南側は道路を挟んで明太子工場があり、工場敷地に囲まれたような場所です。南側に農地がありますが、これが出来る事によって農地への支障はないと思われます。また、申請地の上部の〇〇さんの農地は一週間程前に売却の話が付いたと確認しております。ここら一帯は殆ど工場の敷地になっております。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業施行区域内にある農地ではあるが、申出の目的が、既存の事業敷地の拡張で、その面積が2分の1を超えないものであることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、北側に営農を継続する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。

また、計画地内の水路は農業用水として南側に広がる農地への給水として利用されていることから、計画による支障が無いよう、関係機関及び農業者等との十分な協議を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第6号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第6号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

11月10日に事務局2名、会長、地区担当委員2名の5名で現地確認を行いました。周囲については、北側は住宅に付随し南側は9月に宅地化の申請で皆様に審議して頂きました。9月にも言いましたように南側は堤跡があり浄化槽関係は住宅近くまで来ており河川もあることから雨水、汚水処理は適した環境になっています。また、周囲にはカントリーへの4m、6m幅の農道があり農作業への支障はないと思われまますよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

農振除外の意見の前に、農地区分と許可基準の説明をする。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業施行区域内にある農地ではあるが、申出の目的が、住宅用地であり、綾部及び原古賀地区の集落とは水路、道路を挟んでいるが、滲み出し的に集落に接続する計画であると判断されることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第6号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第6号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

この案件は先ほどの案件の北側になりまして、雨水は水路に流され、また汚水は南側の下水道に流されることから、農作業、農産物に支障はないと思われまます
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。
(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業施行区域内にある農地ではあるが、申出の目的が、住宅用地であり、綾部地区の集落に接続する計画であると判断されることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第6号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号3については、決定された意見を付して、町長に送付
します。

続きまして、議案第6号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局
より説明をお願いします。

事務局

議案第6号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

11月10日に会長、地区担当委員2名、事務局2名、計5名で現地確認を行いました。自分も通った幼稚園ですが、昨今子供が増えたことで事業を拡大し、67ページの航空写真を見て頂くと分かると思いますが、敷地一杯に建物が建ち、送迎や職員の駐車場にも、てんやわんやしている状態です。面積は広いですが相当だと思しますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業施行区域内にある農地ではあるが、申出の目的が、申出人が営む学校教育法に定める幼稚園及び認定こども園の園児ために必要な施設であり、納江地区の集落に接続すると判断される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第6号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第6号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

前案件と合わせて現地確認を行いました。

57ページの字図は、申請地が誤りで一区画下の方になります。67ページの航空写真を見て頂いた方が分かり易いと思います。先程審議して頂いた、赤で囲んであるのが運動場、上の黄色で囲んであるのが駐車場になります。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業施行区域内にある農地ではあるが、申

出の目的が、申出人が代表である宗教法人ために必要な施設であり、納江地区の集落に接続すると判断される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第6号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第6号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先程の幼稚園の案件と合わせて5名で11月10日に現地確認を行いました。〇〇さん宅は息子さんを後継者として就農されてある専業農家です。今、既存の施設で米麦の乾燥等をされてありますが、手狭になったということで拡張の申請をされてあります。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業施行区域内の土地ではあるが、申出の目的が営農を効率的に行うために必要な農業用倉庫であるため、除外はやむを得ない。なお、申出人本人の農地を含め、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第6号6について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号6については、決定された意見を付して、町長に送付します。
続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 遊休農地の利用意向調査について
2. 農業者年金加入推進活動について
3. 令和3年度農業委員研修会について
4. 農業者等との意見交換会について

5. 九電の高圧送電線立替のための地盤調査について

6. 農業委員報酬について

議 長

1月の総会は、1月 5日（水）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、1月 5日（水）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査は12月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで12月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番